

横須賀市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画を含む）の策定に係る諮問の概要

1 計画策定の趣旨

市町村は、市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条第1項）及び市町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8第1項）を、一体のものとして定めることとされています。

高齢者が生きがいをもって暮らし、介護を必要とする状態となることを予防し、また、介護を必要とする状態となっても、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるために、高齢になっても、誰もが自分らしく幸せに生きられるまちを実現するため、計画を策定します。

2 計画の期間

新計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間。

計 画 の 期 間

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第7期計画期間								
			第8期計画期間					
						第9期計画期間		

3 策定スケジュール（案）

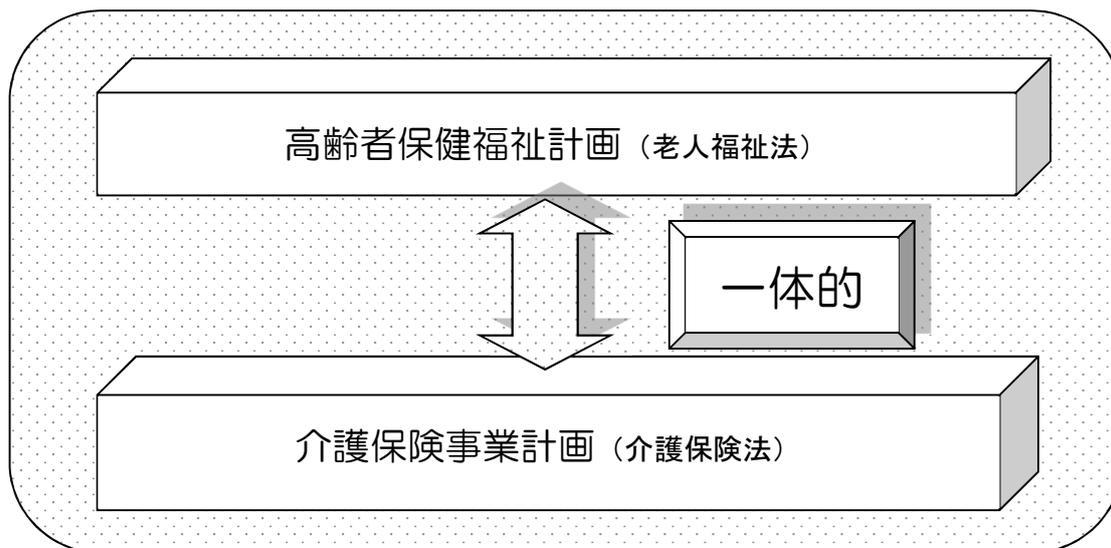
年度・月 区分	令和4年度					令和5年度											
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 社会福祉審議会 諮問・答申等				諮 問								○					答 申
2 アンケート調査の実施																	
介護予防・日常生活圏ニーズ調査	○																
在宅介護実態調査	○																
介護事業所等アンケート （3種）	○																
3 アンケート結果の公表						○											
4 高齢福祉専門分科会				●			●	●	●	●	●	●	●	●			●
中間報告												●					
最終答申																	●
5 パブリックコメント													○				
6 議会報告・市民公表																	○

4 高齢福祉専門分科会での検討項目

- (1) 計画の基本理念
- (2) 高齢者福祉のための施策の評価・課題分析
- (3) 介護保険事業の現状の評価・課題分析
- (4) 地域包括ケア（介護、医療、予防、住まい、生活支援）推進の内容
- (5) 要介護認定者数等及びサービス見込量の推計
- (6) 地域支援事業（介護予防事業、認知症施策等）の内容
- (7) 特別給付の内容
- (8) 施設整備の計画

(参 考) 計画の法令上の位置づけ

高齢者保健福祉計画は「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。この2つの計画は、それぞれ法により「一体のものとして作成されなければならない」と規定されています。



(市町村老人福祉計画)

老人福祉法 第二十条の八第一項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

(市町村介護保険事業計画)

介護保険法 第一百十七条第一項

市町村は、基本指針（※）に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

※ 同法第一百十六条第一項に規定する指針